

厚木市環境基本条例

平成30年 3 月20日
条例第 4 号

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）についての基本理念を定め、並びに市、事業者、環境保全等活動団体及び市民（滞在者を含む。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる自然環境、生活環境及び文化環境をいう。
- (2) 環境保全等活動団体 環境の保全等に寄与する活動を行うことを主たる目的として組織された団体をいう。
- (3) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水及び動植物をいう。
- (4) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生息環境を含むものとする。
- (5) 文化環境 郷土の歴史的意義を有する文化的所産を保護し、及び保存するための環境をいう。
- (6) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (7) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために環境と共生し、自然との調和のとれた良好な環境を確保するとともに、これを将来にわたって継承していけるように行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境に関する資源が有限であることに鑑み、持続的な発展が可能な循環型社会及び低炭素社会（化石燃料に依存しない社会経済構造の確立により、二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出量を少なく抑えた環境への負荷が少ない社会をいう。）を構築できるよう行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることに鑑み、全てのものがこれを自らの問題として捉え、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、その施策を積極的かつ効率的に実施するものとする。

2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して行うものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（環境保全等活動団体の責務）

第6条 環境保全等活動団体は、基本理念にのっとり、環境の保全等のための活動を行うに当たっては、より多くの市民が参加できるよう体制の整備、情報の提供及び機会の充実に努めるものとする。

2 環境保全等活動団体は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第7条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本施策）

第8条 市長は、第4条第1項に規定する施策として、次条に定めるもののほか、次

に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭その他の環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 良好な環境及び自然をいかした都市景観の確保に努めること。
- (3) 環境の美化を推進するとともに、事業活動及び日常生活による環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるよう必要な措置を講ずること。
- (4) 水辺、森林、農地等の自然環境を適正に保全し、動植物の生息環境に配慮することにより、生物の多様性の確保に努めること。
- (5) 地球温暖化の防止等に関する施策を推進するとともに、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全等に努めること。
- (6) 環境に関する市民意識の向上を図るため、あらゆる機会を通して、環境教育及び環境学習の推進に努めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等について必要な事項に関すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全等に関し、市が計画的に講ずべき施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、厚木市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、基本計画に基づき実施された施策の状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(協働による推進)

第11条 市、事業者、環境保全等活動団体及び市民は、相互に連携し、及び協働して環境の保全等に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(環境に影響を及ぼす施策の策定及び実施に当たっての留意事項)

第12条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たって

は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 基本計画との整合を図ることにより、環境への負荷を最小限に抑えること。

(2) 市の機関相互の緊密な連携、情報の共有及び施策の調整を図るために必要な体制を整備すること。

(情報の収集等)

第13条 市長は、環境の保全等に関する情報を収集するとともに、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、必要な調査研究を行うものとする。

(環境保全活動に対する支援)

第14条 市長は、環境の保全等に係る活動を促進するため、事業者、環境保全等活動団体及び市民に対して情報提供その他必要な支援を行うものとする。

(審議会)

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、厚木市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境の保全等に関する重要事項に関すること。

(3) その他市長が必要と認める事項

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、環境の保全等に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

5 審議会は、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

6 審議会は、規則で定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(厚木市環境基本条例の廃止)

2 厚木市環境基本条例（昭和61年厚木市条例第20号）は、廃止する。

(厚木市ラブホテル建築規制条例の一部改正)

3 厚木市ラブホテル建築規制条例（昭和62年厚木市条例第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略